

刈谷市立地適正化計画に基づく届出について

本市では、都市再生特別措置法に基づく「刈谷市立地適正化計画」を策定・公表しました。

この計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住の誘導や、福祉・商業施設などの都市機能の誘導により、第3次刈谷市都市計画マスタープランに位置づけた機能集約型都市構造の実現に向けての取組を推進するものです。都市機能の誘導方策に関する計画を2017年3月31日に公表し、これに居住の誘導方策を加えた計画を2018年6月1日に公表しました。

本計画の公表に伴い、法の規定により、都市機能誘導区域外において誘導施設の開発・建築等を行う場合や、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅等の開発・建築等を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要になります。また、都市再生特別措置法の一部改正に伴い、2018年7月15日より都市機能誘導区域内において誘導施設の休止又は廃止を行う場合には、これらの行為を行う30日前までに市長への届出が必要になります。

都市機能誘導区域外における届出について（2017年3月31日から開始）

1 届出の目的

届出制度は、市が誘導施設の整備に関する動向を把握し、必要に応じて都市機能誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

2 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法第108条の規定により、都市機能誘導区域外において、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合にはこれらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要になります。

※軽易な行為など届出を要しない場合があります。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を**新築**しようとする場合
- ② 建築物を**改築**し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の**用途を変更**し誘導施設を有する建築物とする場合

立地適正化計画区域（＝刈谷市全域）

居住誘導区域

都市機能誘導区域

誘導施設：子育て支援施設等

届出不要

届出必要

届出必要

図 届出の対象となる行為と例

3 都市機能誘導区域

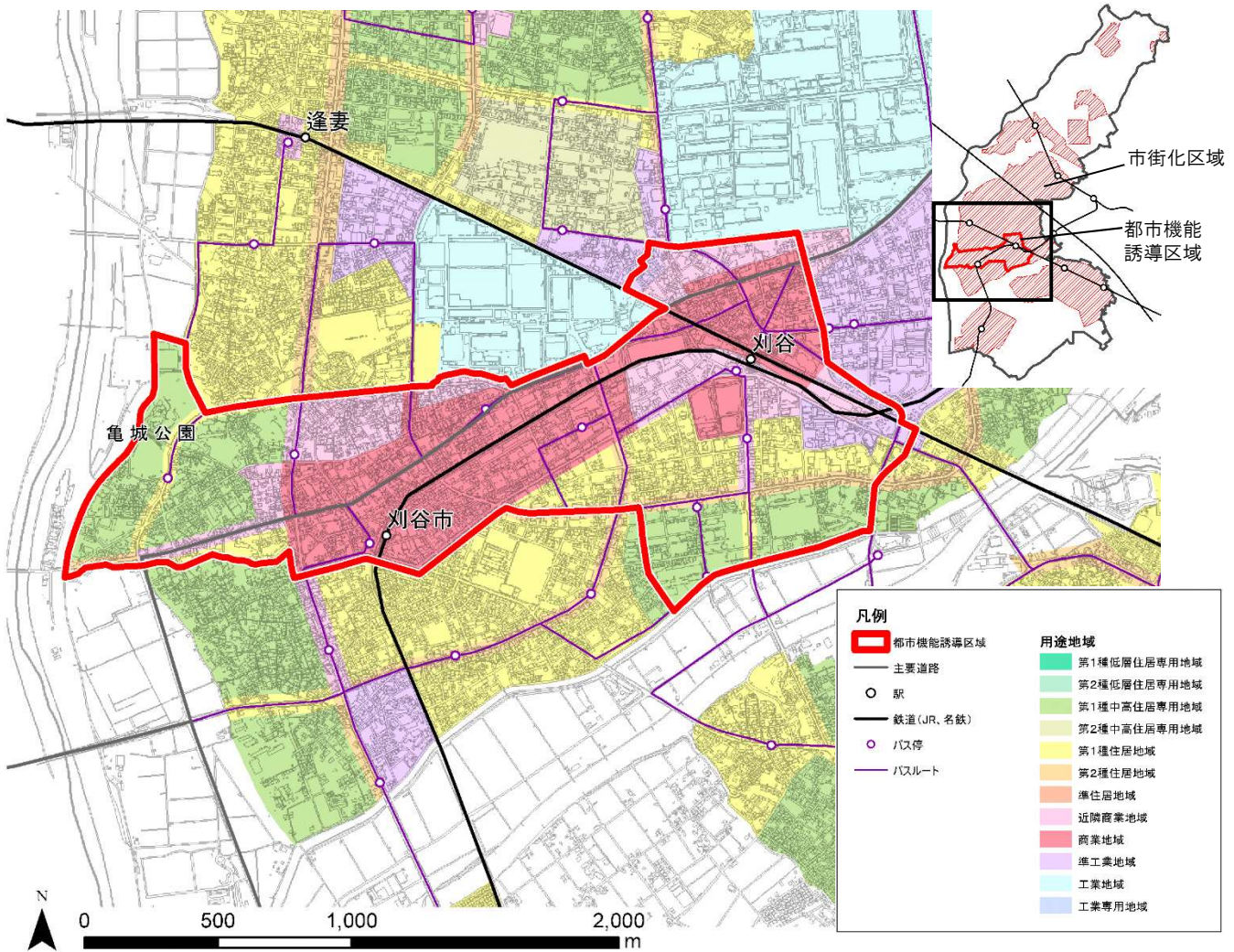


図 都市機能誘導区域

※詳細はまちづくり推進課にてご確認下さい。

4 都市機能誘導施設（届出対象施設）

誘導施設	定義
子育て支援施設	保育所、幼稚園、子育て支援センター等の子育て支援施設
文化施設	博物館、図書館等の中心市街地の魅力向上に寄与する文化施設
商業施設	日常生活に必要な食料品や日用品を販売する商業施設(生鮮食品を扱うもの)
高齢者福祉施設	デイサービス等の高齢者福祉施設

※届出の対象となるのは上記の施設のうち市の関連計画において必要と認められ、国の支援が活用できる施設となりますので、詳細はまちづくり推進課へお問い合わせ下さい。

居住誘導区域外における届出について（2018年6月1日から開始）

1 届出の目的

届出制度は、市が住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

2 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法第 88 条の規定により、**居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合にはこれらの行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要になります。**

※軽易な行為など届出を要しない場合があります。

○開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  届

800㎡
2戸の開発行為  不要

○建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

立地適正化計画区域（＝刈谷市全域）

居住誘導区域

都市機能誘導区域



届出不要



届出不要



届出必要

図 届出の対象となる行為と例

3 居住誘導区域

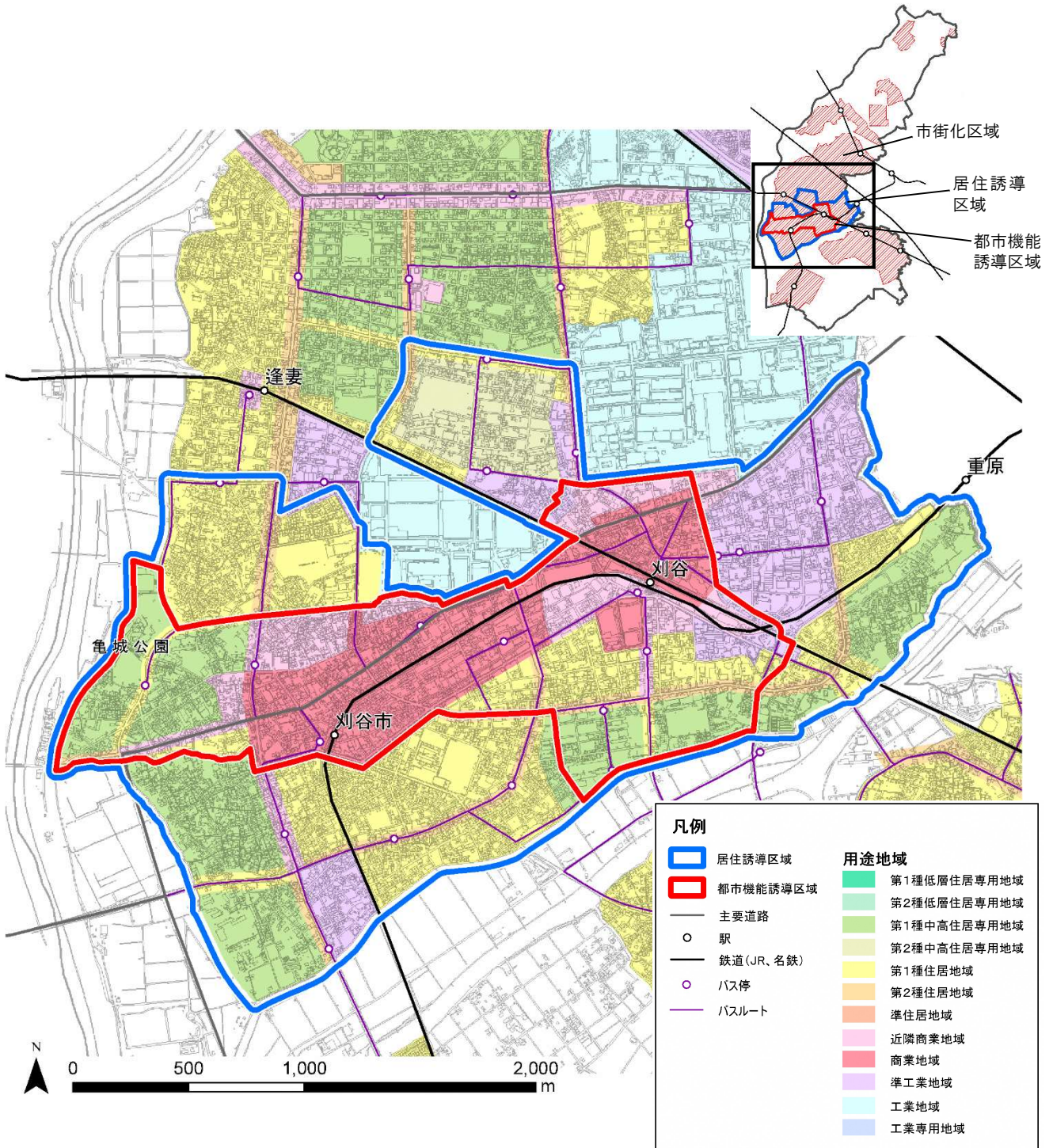


図 居住誘導区域

※詳細はまちづくり推進課にてご確認下さい。

都市機能誘導区域内における届出について（2018年7月15日から開始）

1 届出の目的

届出制度は、市が誘導施設の整備に関する動向を把握し、必要に応じて都市機能誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

2 届出の対象となる行為

都市再生特別措置法第108条の2の規定により、都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止を行う場合には、これらの行為を行う30日前までに市長への届出が必要になります。



図 届出の対象となる行為と例

3 都市機能誘導施設（届出対象施設）

誘 導 施 設	定 義
子 育 て 支 援 施 設	保育所、幼稚園、子育て支援センター等の子育て支援施設
文 化 施 設	博物館、図書館等の中心市街地の魅力向上に寄与する文化施設
商 業 施 設	日常生活に必要な食料品や日用品を販売する商業施設(生鮮食品を扱うもの)
高 齢 者 福 祉 施 設	デイサービス等の高齢者福祉施設

※届出の対象となるのは上記の施設のうち市の関連計画において必要と認められ、国の支援が活用できる施設となりますので、詳細はまちづくり推進課へお問い合わせ下さい。

届出様式・添付書類

下記の分類により指定された届出様式に必要な事項を記入し、必要な図書を添付し、[まちづくり推進課に2部](#)提出して下さい。

1 都市機能誘導区域外における届出（2017年3月31日から開始）

◆開発行為の場合

届出書：届出様式1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号 様式第18）

添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

◆建築等行為の場合

届出書：届出様式2（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号 様式第19）

添付図書

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

◆上記2つの届出内容を変更する場合（都市再生特別措置法第108条第2項）

届出書：届出様式3（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項 様式第20）

添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

2 居住誘導区域外における届出（2018年6月1日から開始）

◆開発行為の場合

届出書：届出様式4（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号 様式第10）

添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

◆建築等行為の場合

届出書：届出様式 5（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号 様式第 11）

添付図書

①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）

②建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

◆上記 2 つの届出内容を変更する場合（都市再生特別措置法第 108 条第 2 項）

届出書：届出様式 6（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項 様式第 12）

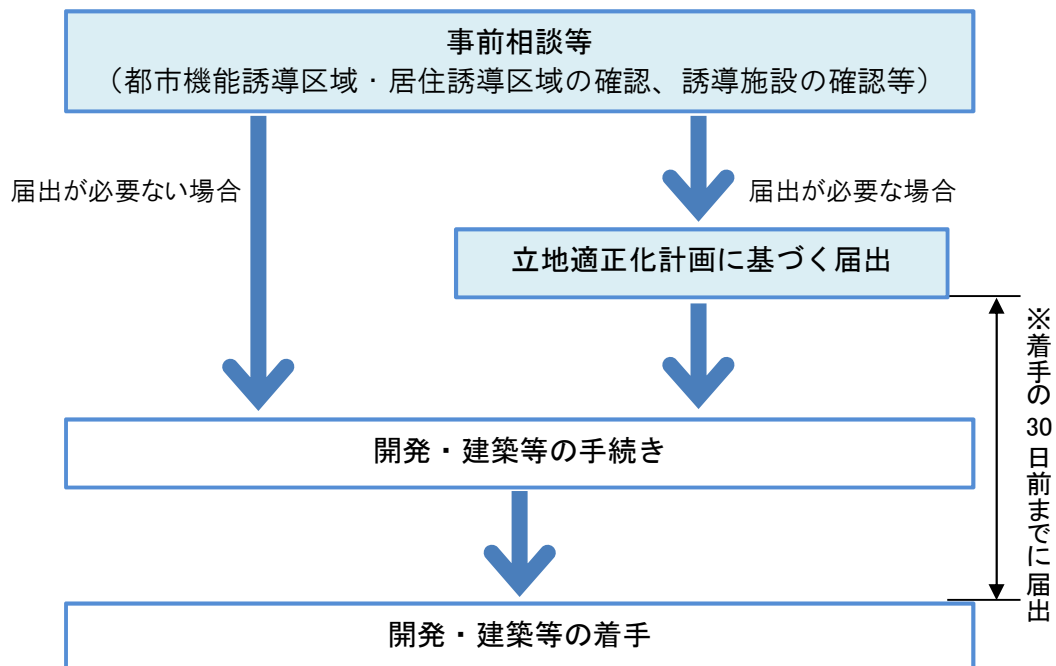
添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

3 都市機能誘導区域内における届出（2018 年 7 月 15 日から開始）

◆誘導施設の廃止

届出書：届出様式 7（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 様式第 21）

開発・建築等行為の一般的な手続きの流れ



問い合わせ先

都市政策部まちづくり推進課土地利用計画係

電話：0566-62-1022（直通）

電子メール：machi@city.kariya.lg.jp

届出様式 1

様式第 18(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

刈谷市長様

届出者 住所

氏名

連絡先

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	建築物の用途	
	4	工事の着手予定年月日	年 月 日
	5	工事の完了予定年月日	年 月 日
	6	その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 2

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>{ 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>刈谷市長様</p> <p>届出者 住所 氏名 連絡先</p>		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式3

様式 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

刈 谷 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 4

様式第 10(第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け
出ます。

年 月 日

刈谷市長様

届出者 住所
氏名
連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

届出様式 5

様式第 11(第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>{ 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>刈 谷 市 長 様</p> <p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 6

様式第 12(第 38 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

刈 谷 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 7

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

刈 谷 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。